平成２９年（フ）第１３４号
さいたま市北区東大成町２丁目475番地４　ＣＢ加茂宮クオーレ202、旧住所東京都清瀬市松山１丁目５番５号　ドルチェ清瀬205号
債務者　小笠原大紀
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
埼玉県川口市芝中田１丁目23番12号　長島ワラビコーポ201号
債務者　佐藤　弘典
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
埼玉県戸田市本町３丁目１番24号　サンコーポ戸田201号室、旧住所さいたま市南区内谷５丁目27番９－103号
債務者　小笠原教子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2074番地３　エメラルドハイツ105
債務者　大上　清美
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
埼玉県草加市住吉２丁目７番１号　ベルゾーネ曙203号
債務者　天野　信介
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
埼玉県八潮市大字伊草255番地１　榎本荘102
債務者　久保田直也
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目４番７号　エンゼルハイム202
債務者　高瀬　　博
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１号
埼玉県狭山市祇園21番27号
債務者　白浜　光明
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９号
埼玉県所沢市美原町１丁目2903番地の５　トリムフラット305
債務者　竹林　圭子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７１号
埼玉県入間市扇台４丁目７番17号
債務者　齋木しづ江
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７２号
埼玉県川越市稲荷町19番地25、前住所埼玉県川越市大字藤間804番地16（ウイステリアハイツ202号室）
債務者　中野茉咲子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８３号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（20－401）
債務者　生野　里佳
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９３号
埼玉県川越市大字笠幡928番地23
債務者　吉川　智子（旧姓石附・小島）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９９号
埼玉県川越市大字藤間514番地７（ヴィルヌーブＡ棟205号室）
債務者　猪越恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１号
埼玉県熊谷市男沼568番地１
債務者　松村セツ子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４０号
静岡県駿東郡小山町一色638番地の17、前住所東京都府中市南町１丁目14番地の１　ワンシーダーヒルズ111
債務者　志村　　真
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
滋賀県近江八幡市鷹飼町東２丁目９番地１（205号）
債務者　中村　喜則
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで大津地方裁判所彦根支部